

物品購入等契約に関する取引停止等の取扱規程

(目 的)

第 1 条 この要項は、國學院大學栃木短期大学（以下「本学」という。）における建設工事並びに物品購入、貸借、請負その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要領において「取引停止」とは、購入等契約に係る業者取引の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 購入等契約に関わる業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(見積書の取消し)

第 4 条 見積書の提出を依頼した後に取引停止となった業者については、見積書の提出の依頼を取消すものとする。

2 すでに見積書が提出され見積書開封等に至っていない場合は、受理しないものとする。

(取引停止措置等の通知)

第 5 条 第 3 条第 1 項の規程による取引停止及び第 4 条の規程による取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第 6 条 取引停止期間中の業者が本学における購入等契約に関して、全部又は一部の下請をすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第 7 条 取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(契約違反)</p> <p>1 本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>認定をした日から、 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(落札決定後の契約締結の辞退)</p> <p>2 本学発注の物品購入等契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき</p>	<p>認定をした日から、 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>3 本学に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき</p>	<p>認定をした日から、 3ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(不正行為)</p> <p>4 1) 本学に対し架空請求を行ったとき 2) 納品の事実を偽ったとき 3) 本学の許可を得ないで、物品の貸し付け、試供品の提供、その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行ったとき 4) 提出書類に意図的な虚偽があったとき 5) その他本学が不正と認めたとき</p>	<p>認定をした日から、 3ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(不誠実行為)</p> <p>5 本学に対し不誠実な行為を働いたとき</p>	<p>認定をした日から、 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>6 1) 本学の教職員に対し、贈賄が発覚したとき 2) 本学以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき</p>	<p>認定をした日から、 3ヶ月以上24ヶ月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>7 1) 業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学において営業行為をしたとき 2) 本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき</p>	<p>認定をした日から、 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>8 前各号に掲げる場合のほか、本学発注の物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>事務長が決定する</p>